

- ⑥ 農業近代化資金利子の金融機関などの証明書
 - ⑦ その他肥料等農業に関連した支出に対する領収書
- なお、税務署から申告書が郵送されている場合は、その申告書を使用しますので持参してください。

町県民税の申告

◎申告が必要な人

平成25年1月1日現在、神崎町に住んでいる人で、次のいずれかに該当する人が対象となります。ただし、所得税の確定申告をする人は、町県民税の申告は必要ありません。

〔平成24年1月から12月までに次の所得があった人〕

- ① 営業や農業などの事業所得
- ② 不動産・譲渡・一時・山林および雑所得
- ③ 退職所得（特別徴収をしていない人）

〔給与所得がある人で、次のいずれかに該当する人〕

- ① 勤務先から神崎町役場へ「給与支払報告書」の提出がなかった人（勤務先で確認してください）

平成24年分所得税確定申告・町県民税申告相談日程

相談日	地区名		申告会場
	午前	午後	
2月18日(月)	四季の丘・成城台・藤の台	四季の丘・成城台・藤の台	役場 二階 第二会議室
2月19日(火)	四季の丘・成城台・藤の台	武田・新	
2月20日(水)	武田・新	神 宿	
2月21日(木)	神 宿	本 宿	
2月24日(日)	全 地 区 (予約制)		
2月25日(月)	毛 成	本 宿	
2月26日(火)	植 房	古 原	
2月27日(水)	本 宿	毛 成	
2月28日(木)	古 原	郡	
3月 4日(月)	郡	大貫・立野	
3月 5日(火)	松崎・向野	植 房	
3月 6日(水)	大貫・立野	小 松	
3月 7日(木)	小 松	並 木	
3月11日(月)	並 木	今・高谷	
3月12日(火)	全 地 区	全 地 区	
3月13日(水)	全 地 区	全 地 区	
3月14日(木)	全 地 区	全 地 区	
3月15日(金)	全 地 区	全 地 区	

- ② 給与所得のほか、事業や不動産などの所得が20万円以下で確定申告をしない人
 - ③ 給与を2ヶ所以上から受けている人（恩給や年金などを受けている人も含まれます）
 - ④ 雑損控除や医療費控除などを受けようとする人
 - ⑤ 平成24年中に退職した人
- 〔所得がなかった人〕
平成24年中に自分の所得がなく、扶養親族にもなっていない人は、
- ① 昨年の生計（収入）状況を書いて、所得0円で申告してください。
 - ② 国民健康保険税、各種年金の審査や所得証明などの資料として必要です。
 - ③ なお、神崎町に住んでいない人も平成25年1月1日現在、次のような人は申告が必要です。
 - ④ 町内に事務所や事業所または家屋敷がある人
 - ⑤ 実質上の生活の本拠地が神崎町にある人

◎申告に必要なもの

- ① 印鑑（認印）
- ② 所得を証明する書類（源泉徴収票、給与証明書または帳簿書類等）
- ③ 社会保険料・生命保険料・地震保険料・個人年金保険料や医療費・寄附金などがある人はその領収書や証明書等町県民税の申告書は申告会場に用意してありますが、あらかじめ必要とする方にはお送りしますので、役場町民課税務係までご連絡ください。

- ◎受付時間：午前9時から11時まで、午後1時30分から4時まで（日曜日は午後3時まで）。ただし、当日の混雑状況等により、受付時間中でも受付を終了させていただく場合があります。お早めにお越しください。
- ◎2月18日～3月11日は該当地区の方が優先となります。該当地区以外の方が申告相談される場合は、順番が後になる場合がありますので、ご了承ください。
- ◎2月24日（日曜日）は、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。予約は月曜日から金曜日の午後5時までに役場町民課税務係（☎2112）へご連絡ください。



申告についてのお問い合わせは、佐原税務署 ☎641331
または、役場町民課税務係 ☎722112まで。